

## 令和2年第1回・第2回・第3回定例会委員意見概要及び提言の方向性について

### (1) 令和2年第1回定例会提言の方向性について

前回（10月5日）の特別委員会において、各委員より出された意見を総合し、委員会としての提言の方向性の検討を行った。

#### 重点調査項目2 子どもとその家庭を支援する既存事業について

##### I 「いたばし 子ども 夢つむぐプロジェクト」～子どもの貧困対策～令和2年度の取組について

提言の方向性	
①	各課の事業としての目標設定に加え、プロジェクト全体としてのSDGsの目標設定が必要である。区としてのプロジェクトの考え方や子どもの貧困対策としての視点を職員だけでなく、現場で実務を担うボランティア等にも周知することや、現在の多面的な評価に加えてプロジェクト全体のPDCAの仕組みを構築し、課題を分析することで、より効果的に事業を推進していくべきである。 ※活動報告(素案)p8に記載
②	子どもを守るためにはまず母親を守る必要があるため、母親支援に関する事業をより充実させることが重要である。(仮称)子ども家庭総合支援センターの設置にあたっては、母親支援の視点を位置付け、関連事業を開始すべきである。また、保健師のみならず子育てのスキルを持つ人材を活用して、いたばし版ネウボラを更に推進させることや、積極的な多胎児支援に取り組むことが必要である。
③	ひとり親家庭の状況は多様化しているため、実態に合った支援を検討すべきである。また、離婚後の支援については取組みが進められてきているが、離婚前の支援についても、区として課題を整理する必要がある。＝例として、児童手当の受給に関しては、離婚する前段階の家庭への支援は、 <del>に対し、弁護士が関わっている等、離婚を協議しているか</del> ということを確認できることが前提となっているが、 <del>その確認ができるケースばかりではない。</del> 区としてどのような支援ができるか検討していくべきである。
④	虐待の発生予防のためには、要保護児童対策地域協議会において、重篤な児童虐待事件についての分析・検証をより充実させるべきである。また、要保護児童のみならず広く虐待の予兆を発見する機会の拡大や、母親と子どもだけでなく家族全体の状況を把握することも重要であるため、他の家族も参加できる開かれたイベント等を実施すべきである。 ※活動報告(素案)p11に記載
⑤	児童養護施設卒園者住まい応援プロジェクトを実施するにあたっては、支援を通じて利用者の実態を基に板橋区特有のニーズを把握し、次の支援につなげていくことが重要である。また、住宅確保要配慮者への支援において、 <del>進学に限らず就職した場合にも児童養護施設卒園者の</del> <del>枠を設けるへの家賃を支援する</del> など、現在の児童養護施設卒園者住まい応援プロジェクトによる支援だけでなく、より幅広い支援を可能とする仕組みをつくるべきである。
⑥	地域での子育て支援を推進するためには、各関係団体への支援や、地域との連携を進めることが重要である。現在社会福祉協議会を通して行われているフードドライブの推進に、地域センターと子どもの居場所団体が直接行うことを加えるなど、顔の見える関係づくりを進め、連携拡大に向けて取り組むべきである。

## (2) 令和2年第2回定例会提言の方向性について

前回(10月5日)の特別委員会において、各委員より出された意見を総合し、委員会としての提言の方向性の検討を行った。

### 重点調査項目3 区が児童相談所を設置することで新たに担う業務 児童相談所設置市の事務について

提 言 の 方 向 性	
①	事務の引継ぎにあたっては、児童相談所設置先行3区と東京都との引継ぎ資料から全体を把握したうえで、板橋区としての方向性を明確にし、実態に合うように進めていく必要がある。
②	児童相談所設置市の事務については、現段階から準備できる内容もある。早急に各事務の詳細な内容を整理し、スケジュールを明確にしたうえで検討を進めるべきである。また、人員配置及び執務スペースの確保についても、各事務の内容について整理したうえで、児童相談所設置市の事務のほかに、各所管が取り組んでいるプロジェクトや課題等を考慮して、精査すべきである。
③	児童相談所の運営にあたり、児童福祉審議会は非常に重要な役割を担うため、委員の構成や運営について、十分に検討していく必要がある。 また、児童相談所の援助決定プロセスをわかりやすく示すために、児童福祉審議会の設置に関する事務については、個人情報等の取り扱いに十分留意したうえで、透明性・公開性を確保すべきである。
④	板橋区としての社会的養護のあり方を検討し、児童相談所だけに事務を集中させるのではなく、関係機関や地域が相互に補完できる支援体制を整備すべきである。また、里親などの家庭養護推進のための取組みも進めていくべきである。そのために、児童相談所だけに事務を集中させるのではなく、関係機関や地域が相互に補完できる支援体制を整備すべきである。※活動報告(素案)p17に記載

### (3) 令和2年第3回定例会委員意見概要及び提言の方向性について

前回（10月5日）の特別委員会において、重点調査項目に関して出された各委員の意見概要は以下のとおりであり、これらの意見を総合し、委員会としての提言の方向性をまとめた。

#### 重点調査項目3 区が児童相談所を設置することで新たに担う業務 社会的養護について

意見概要		提言の方向性	
①	社会的養護に関する支援については、障がい・発達障がい児の教育と結びついた総合的な支援が必要である。区として、福祉・医療関係機関等とどのような支援ができるか研究すべき。(南雲委員)	1	社会的養護を必要とする児童の中には、障がい等により支援を必要とする児童も少なくないことから、障がいとの関連性をふまえ、教育・福祉・医療等の幅広い関係機関と連携した支援が必要である。区としてどのような支援ができるか、研究すべきである。
②	社会的養護を必要とする児童への支援については、発達障がいとの関連性をふまえ、医療や障がい者支援との連携を深めるべき。(中妻委員)		
③	里親委託の推進にあたっては、児童養護施設と里親を両輪で支えることが重要である。フォスタリング業務について検討を進めて、各関係機関が効果的に連携できるよう環境整備をすべき。(南雲委員)	2	里親委託の推進にあたっては、里親が安心して児童を養育できるよう児童養護施設と里親を両輪で支えることが必要である。フォスタリング <sup>注</sup> 業務に関する検討を行い、児童養護施設など関係機関との効果的な連携を目指した環境整備を進めるべきである。
④	里親の一時的な休息のために、児童養護施設を利用する場合もある。里親委託推進にあたっては、安心して里親が子どもを養育できるよう、区としても児童養護施設への支援を進めるべき。(竹内委員)		
⑤	児童養護施設の職員確保については、児童養護施設への就職に関心のある人と施設とをつなぐNPOと連携を図るなど、区として積極的に関わりを持つべき。(間中委員)	3	家庭養育優先の理念に基づいた施設の小規模化などの影響もふまえ、児童養護施設の職員数や人材の確保、育成、定着率といった課題の解決に向け、区内の児童養護施設への支援のあり方を検討すべきである。
⑥	「新しい社会的養育ビジョン」に基づく児童養護施設の配置職員数への影響についての対応や、職員の定着率に関する課題解決に向けて、区として独自に、区内の児童養護施設への支援のあり方を検討すべき。(竹内委員)		
⑦	乳児院設置についての課題を整理し、設置に向けた検討を進めるべき。(竹内委員)	4	社会的養護推進のために、現在区内にはない乳児院やファミリーホームの設置に向けて課題を整理し、より一層検討を進めるべきである。
⑧	社会的養護推進のために、ファミリーホームの設置に関してより検討を進めるべき。(なんば委員)		
⑨	区の職員の研修について、児童養護施設に派遣するなど、さらに拡充すべき。(竹内委員)	5	(仮称)子ども家庭総合支援センターの開設に向けて、区職員を児童養護施設に派遣するなど、研修内容をさらに拡充すべきである。 ※活動報告(素案)p6に記載
⑩	より効果的な支援を進めるために、区内の児童養護施設と情報交換するための会議体を設けるべき。(山田貴之委員)	6	児童養護施設において、課題のある児童に対しより効果的な支援を行うため、区内の児童養護施設と区による会議体を設置し、児童の情報を事前に共有するなど、連携を緊密に図るべきである。
⑪	各施設において受入れが困難な児童に対する支援について、区においてもサポートすべき。(なんば委員)		
⑫	児童相談所開設にあたっては、「入所」ではなく「入園」と表現するなど、児童が日々接する一言一言の言葉についても、配慮することが望ましい。児童への言葉遣いや接し方についても、指針をつくるべき。(井上委員)	7	児童相談所の職員が児童と接する際の言葉遣いや児童への接し方については、子ども期の健全な心身の発達に寄与するためにも、児童に与える影響を考慮した指針をつくるべきである。 ※活動報告(素案)p7に記載
⑬	児童相談所開設後の措置費の支払い事務等については、他区や東京都と共通のフォーマットを用いてオンラインで行うなど、効率的な方法を検討すべき。(井上委員)	8	児童相談所開設後の措置費の支払い事務等については、他区や東京都と共通のフォーマットを用いてオンラインで行うなど、効率的な方法を検討すべきである。 ※活動報告(素案)p7に記載

注…フォスタリング 里親の募集、研修、マッチング、訪問指導等を通じた一貫した里親支援。

重点調査項目2 子どもとその家庭を支援する既存事業

「いたばし 子ども 夢つむぐプロジェクト（子どもの貧困対策）」令和元（平成31）年度実績報告について

意見概要		提言の方向性	
①	情報の周知に関する方法についての成果指標について、実際は現実と少しずれがあるような成果指標となっている点が課題である。例えば、子育てナビアプリについては、ダウンロードサイトの評価は低くなっているため、改善が必要だが、成果指標設定後に開始した事業であるため、今回の成果指標には反映されていない。現実に沿った成果指標になるように取り組むべき。(内田委員)		
②	子どもの将来や命に係わるプロジェクトなので、危機感とスピード感を持ち進めるべき。(南雲委員)		
③	事業ごとの評価における実績概要を見ると、当該事業が貧困対策にどのように寄与したかが不明なものが多い。できたこと、できなかったことが分かるような取りまとめとすべき。(竹内委員)		
④	実績には、できなかった課題を入れ、その課題を次の計画に生かすような政策づくりをすべき。(井上委員)		
⑤	プロジェクト推進のためには、各成果指標を関連付けて評価を行うことが効果的であり、そのためにも、各関係機関を有機的に連携させることが必要である。(なんば委員)		
		1	<p>事業ごとの実績については、当該事業が貧困対策にどのように寄与したか、達成できたこととできなかったこと等の、具体的な結果を明確にしたうえで、今後の計画に生かすべきである。また、プロジェクト策定時と評価の段階で状況が変化し、当初の成果指標では正確に実績が読み取れない場合もある。子どもの将来や命に係わるプロジェクトであることをふまえ、危機感とスピード感を持ち、指標の見直しを図るとともに、各関係機関を有機的に連携させることにより、プロジェクトをさらに効果的に推進すべきである。 ※活動報告(素案)p9に記載</p>